

## 「平成29年度事業計画」について

### 社会福祉法人あすこみっと 平成29年度事業計画

#### I. 障害福祉サービス事業（就労移行支援事業）

##### 滋賀障害者雇用支援センター

#### 1 事業概要

当センターは、関係機関と連携し障害のある人が基本的労働習慣や社会性を身に付けるために必要なスキルについて十分なアセスメントを行い、職業能力の維持向上のための準備訓練、事業所を活用した施設外実習を通して就労についての意識を高め、面接・職場実習・就職後の職場適応支援等、それぞれの場面に応じた支援を通じて安定した職業生活が送れるように相談等の業務を行うものとする。

#### 2 事業報告

項 目	期 間	事 業 内 容
1. 職業準備訓練、助言およびその他の援助	年 間	(1)職業的自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者（以下「支援対象障害者」という。）に対し、基本的労働習慣や社会性を身に付けるために必要な本人のスキルについて十分なアセスメントを行う（B型利用に係るアセスメントを含む）。  (2)各市町の担当窓口、ハローワーク、各圏域の働き・暮らし応援センター、職業センター、出身学校やその他関係機関から情報を収集し、(1)のアセスメントとあわせて個別支援計画を作成する。  (3)支援対象障害者に対する職業準備訓練の中で、企業の職場見学、実際の職場を利用した単独実習や職員を配置したグループ実習を行う。 定員20名  (4)職業準備訓練の中での支援対象障害者の職業自立に関する課題等については、その都度各市町の担当窓口・働き暮らし応援センター・ハローワーク・職業センター等関係機関と情報共有を行い、必要に応じて協議の場を設定する。

		<p>(5)ハローワーク等との連携を行いながら、障害者雇用に関する情報の収集、職場の開拓を行う。</p> <p>(6)関係機関との連携を行いながら、支援対象障害者の就職先の職場を就職後6ヶ月間計画的に訪問し、適応指導・援助（ジョブコーチ支援事業も含む）を行う。また、6ヶ月経過後も状況を見ながら必要に応じて継続的に支援を行う。</p> <p>また、安定した職場生活を営むために必要な相談ならびに援助を関係機関と連携しながら行っていく。</p>
<p>2. 障害者の生活・余暇活動支援</p>	<p>年 間</p>	<p>(1)関係機関・団体等と連携を行いながら、支援対象障害者にスポーツ・文化活動等の情報提供を行う。</p> <p>(2)訓練修了者を対象にした余暇に関する自助グループ活動を支援し、修了者自らが発案・計画した余暇活動を援助する。</p>
<p>3. 事業主等に対する雇用管理上の助言</p>	<p>年 間</p>	<p>(1)支援対象障害者を雇用している事業主に対し、本人の特性の説明や雇用管理に関する助言、その他の援助を行う。</p> <p>(2)支援対象障害者の働く職場において、現場でのキーパーソンとの連携を図り、働きやすい環境作りを援助を行う。</p>
<p>4. 職員の資質の向上</p>	<p>年 間</p>	<p>支援対象障害者の障害や生活スタイルの多様化に対応していくため、支援を実施していく上で必要となってくる知識の付与・スキルアップを目的に様々な研修・交流会等に参加をする。また、先進的な活動を行っている事業所等への視察等を積極的に行っていく。</p>

## II. 公益事業（湖南地域障害者働き・暮らし応援センター事業）

### （湖南地域障害者就業・生活支援センター事業）

#### 1 事業概要

当センターは、湖南福祉圏域の障害者に対して、就労や生活面での自立に関する相談に応じるとともに、関係者、関係機関との連携により、課題の解決を図り、安定した就労と職業生活の自立を図ることを目的として、各種の事業を展開する。

#### 2 事業計画

項 目	期 間	事 業 内 容
1. 支援対象障害者に対する相談支援	年 間	<p>(1) 職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業体験のない障害者に対し、湖南地域障害者就業・生活支援センター（湖南地域障害者働き・暮らし応援センター）において、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。</p> <p>(2) 利用者の家庭や職場を訪問するなどして、障害状況や生活状況の適切な把握を行い、本人や家族の思いを大切にしながら支援方針を定め、就業及びこれに伴う日常生活上の問題について必要な指導、助言その他の援助を行う。</p> <p>(3) 相談や支援方針の決定にあたっては、ケースの状況に応じて、関係機関（ハローワーク、障害者職業センター、市行政、発達障害者支援センター等）との連絡調整やケース会議等で対応する。</p> <p>（就業支援）</p> <p>(1) 就職に向けた準備支援、職業準備訓練、職場実習の斡旋</p> <p>(2) 求職活動支援</p> <p>(3) 職場実習（トライWORK推進事業も含む）、職場定着</p> <p>(4) 関係機関との連絡調整</p>

項 目	期 間	事 業 内 容
2. 事業主に対する活動	年 間	<p>(生活支援)</p> <p>(1) 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理など日常生活の自己管理に関する助言</p> <p>(2) 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言</p> <p>(3) 関係機関との連絡調整</p> <p>事業主に対して、障害者雇用に関する啓発活動・職場開拓を行うことにより、新規での障害者雇用受け入れ先の拡充、また在職中である支援対象障害者の職場改善等に関する助言を行う。</p> <p>(1) 障害者の見学・実習受入に関する啓発活動</p> <p>(2) 障害者の雇用受入に関する啓発活動、助言</p> <p>(3) 障害者雇用管理に関する助言・指導</p>
3. 関係機関との連携	年 間	<p>自立支援協議会等を通じて、当センターの活動報告を行い公共職業安定所、障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連携を図る。</p> <p>(1) 就労に係わる地域関係機関（公共職業安定所、障害者職業センター、圏域内就労系サービス事業所、特別支援学校、医療機関等）との連携を深めるため、定期的に該当機関の訪問を行い、該当機関が実施する会議や勉強会等に参加する。</p> <p>(2) 湖南福祉圏域自立支援協議会（湖南地域障害児・者サービス調整会議）に事務局員として参画する。</p> <p>(3) 対象地域各市（4市－草津市・守山市・栗東市・野洲市）の自立支援協議会に事務局員として参画する。</p>

項 目	期 間	事 業 内 容
4. 登録者への独自支援	年 間	<p>(4) 県内の就業・生活支援センター（働き・暮らし応援センター）で構成されている連絡会議に参画、情報共有などを行い県内にある就業・生活支援センター（働き・暮らし応援センター）との連携を深める。</p> <p>就労者に対して就労継続を促すための定着支援事業（交流事業）及び余暇活動を実施し、対象者の状況に応じたグループ活動を行う。</p> <p>(1) 在職者に対する交流事業（在職交流事業）の実施  (2) 在職者に対する余暇活動の実施</p>
5. 職員の資質の向上	年 間	<p>支援対象者の障害や生活スタイルの多様化に対応していくため、支援を実施していく上で必要となってくる知識の付与・スキルアップを目的に様々な研修・交流会等に参加する。</p> <p>(1) 就業・生活支援センター経験交流会（ブロック会）への参加  (2) 障害者の就業・生活支援に係わる研修会等への参加</p>